



2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 九 電 工
代表者名 代表取締役 社長執行役員 石橋 和幸
(コード番号 1959、東証プライム市場・福証)
問合せ先 経営管理部長 末次 敏幸
(TEL050-6864-6386)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 97 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、商号の変更については、2025 年 4 月 28 日付「商号の変更に関するお知らせ」において公表いたしております。

記

1. 変更の理由

当社は、1944 年に電気工事を主たる事業として設立し、1989 年に業容の拡大に伴い、商号を「九州電気工事株式会社」から「株式会社九電工」といたしました。近年では、配電工事や電気工事のみならず、空調・衛生工事、情報通信、エネルギー、街づくりなど、多種多様な領域でイノベーションに挑み業容を拡大し、事業エリアも九州にとどまらず、関東・関西、世界へ事業エリアを拡大しております。

つきましては、更なる業容の拡大、事業エリアの拡大、ビジネスの可能性の拡大を目指し、商号を「株式会社九電工（英文：KYUDENKO CORPORATION）」から「株式会社クラフティア（英文：KRAFTIA CORPORATION）」に変更することとし、現行定款第 1 条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け 2025 年 10 月 1 日とし、効力発生日経過後はこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社九電工</u> と称する。 英文では、 <u>KYUDENKO CORPORATION</u> と表示する。 第2条～第37条(条文省略) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新設)	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社クラフティア</u> と称する。英文では、 <u>KRAFTIA CORPORATION</u> と表示する。 第2条～第37条(現行どおり) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり) (<u>商号変更に関する経過措置</u>) <u>第1条(商号)の変更は、2025 年 10 月 1 日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

2025 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日

2025 年 10 月 1 日（予定）

以 上